

〈教育行政学会特集論文関連参考資料〉

【日本の義務教育制度について】

- ・文部科学省「3 義務教育制度の改革の方向」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05082301/005.htm

なお、義務教育のあり方をめぐって現在、政策上の論題となっている。

- ・各教育委員会の裁量権については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 48 条、第 49 条、第 50 条を参照。

【COVID-19 にともなう休校・学校再開および休校中の対応に関する文部科学省の動向】

- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための小・中・高等学校等における臨時休業の状況について (令和 2 年 3 月 4 日(水)8 時時点・暫定集計)」 https://www.mext.go.jp/content/20200304-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf

・文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について」, https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf, p.5

- ・文部科学省「臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について」

https://www.mext.go.jp/content/20200514-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

- ・萩生田光一文部科学大臣臨時記者会見録 (令和 3 年 1 月 5 日)

https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00125.html

→緊急事態宣言が出ても一斉休校を回避するよう要請。

- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について (通知)」 (令和元年 10 月 25 日付け元文科初第 698 号)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm

→ICT 活用による学校外学習に関する出欠取り扱いについて

・文部科学省「Q&A (学校設置者・学校関係者の皆様へ) ②感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応に関すること」 https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00034.html#q1

→COVI-19 に対する感染不安を理由として ICT を活用した学習を行った際の出欠の取り扱いについて。

- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」 (2021 年 2 月 19 日改訂) https://www.mext.go.jp/content/20210219-mxt_kouhou01-000004520-03.pdf

→感染不安を理由とした欠席の指導要録上の取り扱いについて。感染者や濃厚接触者などのほか、感染不安を理由に休ませたい場合も合理的な理由があると校長が判断すれば指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し欠席とはしないことができる。

【専門家会議】

・「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の開催について」

…2020年2月14日に、新型コロナウイルス感染症対策本部の下、新型コロナウイルス感染症の対策について医学的な見地から助言等を行うため、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の開催を決定。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/senmonkakaigi/konkyo.pdf

・専門家会議と一斉休校

…2020年2月に首相より要請された全国一斉休校は、専門家会議への相談なく決断されたと言われている。東京新聞「「一斉休校」首相決断の舞台裏 官邸は文科省の代案を突っぱねた」（2020年7月21日）

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/43734>

【日本の学校における ICT 活用】

・国立教育政策研究所「TALIS2018 報告書-学び続ける教員と校長-の要約」

https://www.nier.go.jp/kokusai/talis/pdf/talis2018_summary.pdf

→COVID-19 流行以前の ICT 活用状況

・文部科学省「GIGA スクール構想の実現に向けた ICT 環境整備の進捗状況について(速報値)」

https://www.mext.go.jp/content/20210315-mxt_jogai01-000009827_001.pdf

・文部科学省「GIGA スクール構想の実現に向けた調達等に関する状況(8月末時点)について(確定値)」

https://www.mext.go.jp/content/20201030-mxt_jogai01-000009827_001.pdf

【ワクチンの優先接種】

・UNESCO は教師へのワクチン優先摂取を求める声明を出している。

<https://www.ei-ie.org/en/item/23641:education-international-and-unesco-call-for-educators-to-be-considered-a-priority-group-in-covid-19-vaccinations>

【福岡市独自の取り組み】

・西日本新聞「オンライン授業も「出席」に福岡市教委が通知」（2020年12月4日）

<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/670249/>

・高島宗一郎オフィシャルブログ「福岡市内の全小中学生へタブレット配布完了。希望者はオンライン授業が可能に。」（2020年12月01日）<https://ameblo.jp/so-takashima/entry-12641422594.html>、「コロナが不安で自宅

からオンラインで授業を受けたいけど、出席になるの？」(2020年12月02日) <https://ameblo.jp/so-takashima/entry-12641565061.html>

【COVID-19 流行に対する学校や教育行政の対応に関する先行研究】

日本では、COVID-19 流行に対して学校や教育行政がどのように対応したのかに関するいくつかの研究がなされている。その多くが学校現場の教員たちがどのような対応を行なったのかについての実践報告やアンケート調査である。その他学校に限らずNPOがどのように休校中の子どもや家庭を支えたのかに関する研究や、首相による一斉休校の適切性を問い、感染症対策に関する権限に関して整理を行ったものもある。

・ベネッセ教育総合研究所「小中学校の学習指導に関する調査2020」

<https://berd.benesse.jp/shotouchutou/research/detail1.php?id=5558>, 2021年5月3日最終閲覧

・中原淳(監修)『学校が「とまった」日ーウィズ・コロナの学びを支える人々の挑戦』東洋館出版社, 2021年

・中嶋哲彦「教育の地方自治と全国一斉休校ー指示・要請・指導助言ー」日本教育行政学会第55回大会課題研究I

→新型インフルエンザ等対策特別措置法における感染症の対応における国・都道府県・市町村の関係性については詳しく明らかにされている。またここでは、感染症を含む学校保健に関する基本法制についても整理されている。

・高橋哲「新型コロナウイルス臨時休業措置の教育法的検討(一)ー問題の起源としての首相「要請」ー」『季刊教育法』205号, pp.4-19

・高橋哲「新型コロナウイルス臨時休業措置の教育法的検討(二)ー学校再開後の子どもの「学びの保障」をめぐってー」『季刊教育法』206号, pp.12-19

・荒井文昭「コロナ禍における学習権保障と教育委員会の役割」『季刊教育法』206号, pp.34-39

・東洋館出版社編(2020)『ポスト・コロナショックの学校で教師が考えておきたいこと』東洋館出版社

〈その他 COVID-19 関連参考資料〉

【学校の休校・再開状況】

・文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための小・中・高等学校等における臨時休業の状況について(令和2年3月4日(水)8時時点・暫定集計)」https://www.mext.go.jp/content/20200304-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf, [2020年9月26日最終閲覧]

・文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策に関する学校の新学期開始状況等について」

https://www.mext.go.jp/content/20200413-mxt_kouhou01-000006421_1.pdf [2020年9月26日最終閲覧]

- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業の実施状況について」

https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt_kouhou01-000004520_8.pdf, [2020年9月26日最終閲覧]

- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症に関する学校の再開状況について」

https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf [2020年9月26日最終閲覧]

・学校が本格的に再開し始めた6月1日から11月25日までの間、児童生徒3,303人、教職員471人、幼稚園関係者206人の感染報告がなされた。

- ・感染者数は増加傾向にあるが、これまでの感染事例の大半が学校内で感染者1人。

| 児童生徒 (小中高) | 感染者数 | 有症状者数 (※) | | 感染経路判明 | | | | | | 感染経路不明 | | | |
|---------------|------|--------------|-----|--------|-----|-------|-----|--------------------|-----|--------|-------------|-----|-----|
| | | 有症状者数 (※) | 割合 | 家庭内感染 | | 学校内感染 | | 家庭・学校以外 の活動・交流等 | | | 海外からの 帰国 | | |
| 小学校 | 1252 | 434 | 35% | 916 | 73% | 76 | 6% | 132 | 11% | 3 | 0% | 121 | 10% |
| 中学校 | 782 | 411 | 53% | 504 | 64% | 75 | 10% | 61 | 8% | 2 | 0% | 139 | 18% |
| 高等学校 | 1224 | 767 | 63% | 388 | 32% | 293 | 24% | 110 | 9% | 2 | 0% | 431 | 35% |
| 特別支援学校 | 45 | 19 | 42% | 16 | 36% | 1 | 2% | 17 | 38% | 0 | 0% | 11 | 24% |
| 合計 | 3303 | 1631 | 49% | 1824 | 55% | 445 | 13% | 320 | 10% | 7 | 0% | 702 | 21% |

(※) うち重症者は0人
注：義務教育学校及び中等教育学校については、小学校・中学校・高等学校のうち相当する学校段階に振り分けている。

・5人以上の感染者が確認された学校の割合は、小学校では0.06%、中学校では0.11%、特別支援学校では0.19%。

→児童生徒の罹患率は低い。学校内で複数感染者が出た事例が数少ない。

→「学校関係者（幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」とします）・教職員）に感染者がいたとしても、本マニュアルにしたがって感染症対策を行っていた場合には、学校内で感染が大きく広がるリスクを下げることができると考えられます。」「地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要」

- ・地域一斉の臨時休業について

→「特に小学校及び中学校については、家庭内感染が大部分であることを踏まえれば、地域一斉の臨時休業は、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合にとるべき措置であり、学校のみを休業とすることは、学びの保障や心身への影響の観点から、避けるべき」

- ・臨時休業は、緊急事態措置の際でも「一つの選択肢」

・臨時休業を実施する場合、教育委員会は、都道府県単位の緊急事態措置等を前提としつつも、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童生徒等の学びを保障する観点からどのような対応が可能か、必要に応じて地方自治体の首長とも相談し、地域ごとにきめ細かく対応することが必要。

参考) 新型インフル特措法では市町村教育委員会の施策では都道府県知事による総合調整に服することになっている。(中嶋哲彦「教育の地方自治と全国一斉休校―指示・要請・指導助言―」日本教育行政学会第 55 回大会 課題研究 I)

・東京新聞「「一斉休校」首相決断の舞台裏 官邸は文科省の代案を突っぱねた」

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/43734>

・日本経済新聞「文科相「一斉休校考えず」 緊急事態宣言でも」(2020 年 11 月 27 日)

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO66708290X21C20A1CE0000/>

→11 月 27 日記者会見

自治体等の学校設置者が休業の必要性を判断することになるが、新型コロナウイルスの特性を考慮すれば、地域一斉の臨時休業は学びの保障や子どもたちの心身への影響の観点からも必要な場合に限定し、慎重に判断すべき

・教育新聞「【緊急事態宣言】一斉休校「回避が適切」 文科相が理由説明」(2021 年 1 月 5 日)

https://www.kyobun.co.jp/news/20210105_06/

● 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

・感染者及び濃厚接触者は学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止措置。

・学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断。

参考) 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(2020.12.3 ver.5) https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

…上記マニュアルの ver.4 (2020.9.3) では、「感染者が判明した時点で直ちに臨時休業」とされていたが、以下の理由から修正が加えられた。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、感染が拡大しやすい場面なども分かってきていること
- ・基本的な感染防止対策が十分にとられている環境下では、感染は大きくは広がりにくいという認識の下、(学校以外の)他の社会経済活動では、感染者の発生により直ちに閉鎖や活動停止までは行わないことも多いこと
- ・10 代以下では、罹患率が他の年代と比べて低いこと
- ・感染者が発生しても臨時休業を全く行わない事例が増えてきているが(10 月には 54%)、これまで学校関係者に感染者が発生した事例をみると、学校内では感染が広がらなかった事例が大部分であり(感染者が 1 人でどまった事例が大部分であり(約 78% (1,996 件中 1,552 件))、逆に大きく広がった事例は限られていること(5 名以上の事例は約 2.6% (1,996 件中 52 件))

感染発生時の臨時休業実施状況

感染者が発生した学校 1,996 校のうち、臨時休業を実施しなかった学校が 55% (1,106 校)、学校全体の臨時休業を行った学校が 26% (517 校)、特定の学年・学級の臨時休業を行った学校 33 が 15% (297 校)。

※8/17～11/25 に文部科学省に報告があった学校数 (学校種：小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校)

● 私立学校等の休校状況について

https://www.mext.go.jp/content/20200316_mxt_kouhou02_000004520-1.pdf

- ・私立学校が独自に冬休みを延長 (2021 年 1 月)

<https://www.youtube.com/watch?v=JPiXfcvaJiw>

- ・休校中のオンライン指導

<https://toyokeizai.net/articles/-/352559>

<https://benesse.jp/juken/202104/20210413-1.html>

→私立中学校の 10.7%が 3 月中に、48.8%が 4 月中にオンラインの双方向型授業を実施 (中学 324 校にアンケート調査を行い、99 校から回答)

<https://bunshun.jp/articles/-/37494>

- ・Twitter 私立校対策まとめ <https://twitter.com/ghonshitsu>

● 全国私立学校教職員組合連合

<http://zenkyo.biz/shikyoren/>

【学校における衛生管理】

・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」2020 年 8 月 6 日 ver.3

・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」(令和 2 年 9 月 3 日更新版)

・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(2020.12.3 ver.5) https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

【出席停止時の学習指導に関して】

- ・文部科学省「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について（通知）」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_00015.html

【GIGA スクール、ICT 活用】

- ・国立教育政策研究所「TALIS2018 報告書-学び続ける教員と校長-の要約」

https://www.nier.go.jp/kenkyukikaku/talis/pdf/talis2018_summary.pdf [2020 年 9 月 26 日最終閲覧]

→児童生徒に課題や学級での活動に ICT（情報通信技術）を活用させることを「しばしば」又は「いつも」行うと回答した教員の割合は参加国平均（中学校）では 51.3%であるのに対し、日本では 17.9%（中学校）、24.4%（小学校）となっており、平均を大きく下回っている。

- ・ヤフージャパンニュース「一人一台端末で学校教育は本当に変わるのか？ 【GIGA スクールの成否を分けるもの (1)】」 <https://news.yahoo.co.jp/byline/senoomasatoshi/20210121-00218730/>

- ・朝日新聞「iPad 届いたのに制限だらけ 学校間で広がる IT 格差」（2021 年 1 月 18 日）

https://www.asahi.com/articles/ASP1L6H1SNDLUTIL012.html?jumpUrl=http%253A%252F%252Fdigital.asahi.com%252Farticles%252FASP1L6H1SNDLUTIL012.html%253F_requesturl%253Darticles%252FASP1L6H1SNDLUTIL012.html%2526amp%253Bpn%253D7

- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について」, https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf. [2020 年 9 月 26 日最終閲覧]

- ・文部科学省「子供の学び応援サイト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm [2020 年 9 月 26 日最終閲覧]

【出欠の取り扱いについて】

- ・以下のものは指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録する

- ・学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止

…感染が判明した者、感染者の濃厚接触者に特定された者、発熱等の風邪症状がみられる者、（レベル 2 や 3 の地域において）同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者

- ・「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

…医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合、感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

○NHK（2020/10/09）「感染不安で自主的に休んでいる小中学生 少なくとも 700 人以上」

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201009/k10012656901000.html>

○ヤフーニュース（2021/01/08）「3 学期初日に緊急事態宣言、コロナが不安な子どもへの対応法とは」

<https://news.yahoo.co.jp/byline/ishiishiko/20210108-00216501/>

○<https://news.yahoo.co.jp/byline/usuimafumi/20200901-00196164/>

● オンライン授業の出席扱いについて

・新型コロナウイルス感染症の感染不安を理由に学校を休む際は、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録して欠席とはしない。

・不登校児童生徒が ICT 等を活用した学習を行なった場合に指導要録上出席扱いとすることは可能。 参考)

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年 10 月 25 日付け元文科初第 698 号） この制度自体は、2005 年から存在。

・上記取り扱いをコロナの感染不安によるものに対しても適用するかについては、「上記の通知に基づく取扱いは、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、学校への復帰や社会的な自立を目指すものであることから、不登校児童生徒に限り、上記の通知に示す一定の要件の下で適用されることに留意してください。このため、感染不安を理由に学校を欠席する児童生徒について、たとえ ICT 等を活用した学習を行った場合であっても、ただちに出席扱いとすることは適切ではありません。」と回答。

参考) https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00034.html

福岡市の事例

・2020 年 12 月 3 日、福岡市教育委員会は新型コロナウイルスの感染拡大で投稿が不安となり自宅からオンライン授業を受けた児童生徒について、出席扱いにするよう全市立学校に通知。市立学校では 12 月より 1 人 1 台のタブレット端末を使った授業がスタート。

・不登校児童生徒だけでなく、感染不安にまで踏み込んだ事例は初。

参考) 西日本新聞「オンライン授業も「出席」に 福岡市教委が通知」(2020年12月4日)

<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/670249/>

福岡市ホームページ https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_ci.html#sh

教育新聞「ICTで不登校支援 「易きに流れてはいけない」と文科相」(2020年11月2日)

https://www.kyobun.co.jp/news/20201102_04/

→中央は、就学義務を前提とし、不登校の児童生徒が学校や社会への復帰を目指して行われる支援としてみなしている。つまり、学校外での学習を義務教育として積極的に認定しようとするものではない。一方で、福岡市は文科省通知を独自に解釈してコロナ禍における学校外学習も「出席」として積極的にみなそうとしているように思われる。

…中央の指針に従い、地方の多くは一律にコロナ対策が行われてきたが、その例外と言える。

【授業時数の取り扱い】

・文部科学省「指導要録・学習評価等に関すること Q&A」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00041.html [2020年9月26日最終閲覧]

→「家庭学習で行った学習内容を授業で取り扱わないことは可能であるが、学校が臨時休校となっている又は児童生徒が出席停止となっている状態で、家庭学習を授業そのものと認めるものではないので、その学習時間を授業時数としてカウントすることはない」

【コロナ禍の学校の行事に関して】

・学校行事に関すること

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

● 修学旅行について

参考) 一般社団法人 日本旅行業協会「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き (第3版)」<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/documents/r2gaidorainn0901.pdf>

・上記手引きなどを参考に、それぞれの実情に応じて実施すること。

・修学旅行を中止または、延期した場合のキャンセル料、感染症対策や計画変更等により生じた追加的費用等について、各自治体の判断により「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用が可能。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

参考) https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

- ・文部科学省「令和3年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について」

https://www.mext.go.jp/content/20210402-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

文部科学省としては、修学旅行は、学習指導要領に定める特別活動の学校行事の一つとして各学校において計画・実施されるものであり、子供たちにとってかけがえのない貴重な思い出となる教育効果の高い活動であるため、適切な感染防止策を十分講じた上で、その実施について最大限の配慮をお願いしたいと考えています。特に、令和2年度に実施予定であったものの実施できなかった学校においては、令和3年度に実施が可能な場合には改めて実施に向けた御検討をお願いしたいと考えています。

- オンラインでの修学旅行・社会科見学等について

- ・奈良県生駒市など、自治体や学校独自での取り組みがいくつか見られたほか、JTBが開発したバーチャル修学旅行を導入した千葉県の事例などがあった。

参考) <https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000048.000006886.html>

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/85741>

<https://www.jtbbwt.com/education/trend/detail/id=1486>

<https://ict-enews.net/2020/11/25kirin/>

- ・文科省からは、修学旅行について「当面の対応として修学旅行等の実施を取りやめる場合も、中止ではなく延期扱いとしたり、既に取り止めた場合においても、改めて実施することを検討したりするなどの配慮」を各都道府県教育委員会などをお願いする通知を2020年10月2日に出している。オンラインでの実施について言及したものは見当たらなかった。

参考) 文部科学省「修学旅行等の実施に向けた最大限の配慮について」

https://www.mext.go.jp/content/20201002-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

【エッセンシャルワーカーとしての教員（PCR、ワクチン、通勤拒否など）】

- ・教育新聞「教師へのワクチン接種を優先的に ユニセフが声明を発表」

https://www.kyobun.co.jp/news/20201215_02/

- ・ワクチンの接種会場として学校を使用することへの懸念

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00037.html

- ・福岡市長「教員もワクチン優先接種へ」（2021年1月26日定例会見）

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/mayor/interviews/20210126sichoteireikaiken.html>

- ・ワクチンの優先接種を求める声は教職員組合などからも出てきていない様子

- ・産経新聞「在宅勤務の欠勤扱い「違法」 大阪市の中学教諭が提訴」

<https://www.sankei.com/west/news/200917/wst2009170013-n1.html>

- ・西日本新聞「福岡・久留米市内の全教職員に無料で PCR 検査実施へ」

<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/667194/>

・大阪市「教師、保育士の定期的な PCR 検査並びに三密対応による UV ライトの設置について」(2020 年 7 月 31 日付) <https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000509162.html>

- ・毎日新聞「「全教員に PCR 検査を」市民団体が県に要請書 山形」

<https://mainichi.jp/articles/20200911/k00/00m/040/103000c>

- 基礎疾患がある、妊婦等の教職員の休暇

- ・ 出勤困難休暇（有給）を新型コロナに関連する場合にも適用

1 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和 2 年政令第 28 号）第 3 条において準用する検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 16 条第 2 項に規定する停留の対象となった場合

2 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

3 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う職員が当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

https://www.mext.go.jp/content/202000306-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- ・ 妊娠中の女性労働者への配慮について

「母子保健法の保健指導又は健康診査を行う医師又は助産師からこれに関する指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は指導事項を守ることができるように、作業の制限、出勤の制限等の措置を講じねばならない。」→新型コロナに関連する事項に関しても適用。（厚労省告示第 201 号による改正）
文科省からも通知：「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康審査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について（通知）

- ・ 長野県 県立学校の教職員出勤について

https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/kensei/koho/hotline/202004/hot_2004-13.html

「新年度の人事異動により他の都道府県から引っ越してきた職員、あるいは非常事態宣言が出されている都道府県(4 月 7 日に指定された 7 都府県)に訪問して 2 週間以内の職員及び、妊娠中あるいは基礎疾患を持っている職員は在宅勤務とする。」ことを各校に指示。

【障害のある子どもたちへの対応】

障害者、マイノリティ（言語的なものなど）はじめ社会的弱者に対する対応について

・文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業中における障害のある児童生徒の家庭学習支援に関する留意事項について（2020年5月7日付）

https://www.mext.go.jp/content/20200507-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

・厚労省「新型コロナウイルス感染症に係る障害児への対応について（2020年5月22日付）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000632985.pdf>

・厚労省「「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」に関するQ&Aについて」（令和2年4月23日付）

・厚労省「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」（令和2年5月20日付）

・東京新聞「「療育」通えず、保護者ストレス コロナ禍で発達障害児の支援は」<https://www.tokyo-np.co.jp/article/57644>

・一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会「新型コロナワクチン接種における障害児者への配慮に関する要望」<https://www.zenshiren.or.jp/publics/index/170/>

・厚労省「新型コロナウイルス感染症に係る障害児への対応について（2020年5月22日付）」

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/documents/200522_01_syougaiji_taiou.pdf

・千葉県「新型コロナウイルス感染症の新たな感染発生に備えた障害児者への支援体制について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/corona/coronasientaisei.html>

・厚労省「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）」

・厚労省・文部科学省「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての重症心身障害児や医療的ケア児等の受入れについて」[https://www.mext.go.jp/content/20200309-mxt_tokubetu02-](https://www.mext.go.jp/content/20200309-mxt_tokubetu02-000004520_2.pdf)

[000004520_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200309-mxt_tokubetu02-000004520_2.pdf)

・国立特別支援教育総合研究所「障害のある子どもたちへの指導に関わる参考情報（新型コロナウイルス感染小関連）」https://www.nise.go.jp/nc/report_material/etc/school_closure

・「コロナ禍で障害児らの学びに困難 津田塾大の研究会が初の実態調査」

<https://www.skylarktimes.com/?p=25783>

・北海道教育大学「新型コロナウイルス感染症に関わる休校・生活制限による障害児とその家族の生活困難・ニーズ調査報告」https://www.hokkyodai.ac.jp/info_topics/kus/detail/11494.html

https://www.hokkyodai.ac.jp/images/info_topics/00011500/00011583//20210113154836.pdf

・文部科学省「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について（通

知)」 <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5185657.pdf>

- ・ 京都新聞「特別支援学校も休校、保護者「もっと支援を」 新型コロナ影響、増す家庭の負担」

<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/178310>

・ 「福祉事業所等における受入れ準備が整うまでの間、幼児児童生徒のうち、受入れ先がない者については、学校施設で受け入れる。やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合、スクールバスや給食等、必要な対策を行った上で、学校において預かる対応をとる。」といったことを各教育委員会で実施された。 <https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000602409.pdf>

【教職員組合の動き】

- ・ 全日本教職員組合のコロナ関連の取り組み

<http://www.zenkyo.biz/modules/general/index.php?id=160>

教職員組合調査「新型コロナウイルス感染症に関する学校の対応についてー日教組 第2次 Web 調査結果ー」(2020年9月30日)

- ・ 新型コロナウイルス感染症等以前から過密な教育課程を実施している学校では、「1週間あたりの授業時数を増やすこと」は困難。
- ・ 今年度の授業内容を次年度以降に実施（複数年の実施）する予定のある学校は少数
- ・ 学校再開、「夏休み明け」の不登校、「保健室登校等」の子どもが増えたが2割を超える
- ・ 感染予防のために学校に登校しない子ども（保護者が登校させない）が全体で1割超、（緊急事態宣言）対象地域で2割を超える。
- ・ 教職員の業務増加
- ・ 「エアコン、クーラー、暖房器具の設置。並びに光熱費の支援が必要。」「マスク・消毒薬等、感染予防に関する衛生備品の継続的支援が必要」「感染予防対策・学校再開支援金、それぞれの学校で活用できる予算が必要」「継続的な人的支援、特にスクール・サポート・スタッフの増員が必要」「文科省、学校設置者との連携で地域間格差のないICT環境整備が必要」「三密回避のために少人数学級が必要」

全日本教職員組合「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校再開にあたっての緊急要請書」(2020年6月3日)

参考) http://www.zenkyo.biz/modules/zenkyo_torikumi/detail.php?id=772

- ・ すべての学校・学年で20人以下での少人数授業が可能となる措置を実施すること
- ・ 感染予防において必要な物品・人材の配置を行うこと

- ・すべての教職員の検査体制を早期に確立すること
- ・教職員が学校において感染した場合、公務災害・労働災害となることを周知すること。
- ・感染防止の観点からも、長時間過密労働を解消すること。いっそうの長時間労働をまねく恐れのある「1年単位の変形労働時間制」の導入を凍結すること。
- ・「次学年又は次々学年に移して教育課程を編成する」ことを含む「次年度以降を見通した教育課程編成」を可能としたこと（2020年5月15日文科省通知）については、「一日当たりの授業コマ数の増加」や「長期休業期間の短縮」、「土曜日の活用」等のとりくみを最大限図ったうえでの「特例的な対応」とするのではなく、各学校と子どもたちの実態をふまえた柔軟な対応として可能であると周知徹底すること。などを要請

【PTAの動き】

- ・文科大臣とPTA団体が意見交換
- …PTA側は、「公立学校でも早くオンライン授業ができるように取り組んでほしい」「教員をサポートするICT支援員の配置」といった要望を出した。

参考) 教育新聞「学校活動の「密」に懸念 文科相とPTA団体が意見交換」(2020年7月28日)

https://www.kyobun.co.jp/news/20200728_04/

- ・「学校におけるICTを活用した教育の推進に関する要望書」http://nippon-pta.or.jp/news/apeht0000001jpf-att/21032500_nipponpta_ictedu.pdf

<http://nippon-pta.or.jp/news/apeht0000001jpf.html>

- ・「スマホ・ケータイリーフレット」<http://www.nippon-pta.or.jp/common/amcpoa00000008mt-att/1a0e415f32c81bd56cf09c9abb5c1be7.pdf>

【大阪府】

- ・大阪府「学校における新型コロナウイルス感染拡大第2波への備え（学校教育活動と感染拡大防止策との両立）」<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38215/00367104/shiryoy3.pdf>

【教職員の勤務について】

○学校施設の使用制限等の要請に基づき、又はこのほかに地域の状況を踏まえて臨時休業が実施されている場合においても、公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなりますが、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤者の削減について（通知）」（令和2年4月13日付け2初初企第4号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及び財務課長通知）等も踏まえ、在宅勤務や時差出勤等を適切に推進してい

ただようお願いいたします。なお、その際には、学校の教職員間の感染拡大を防止しつつ、必要な業務を確実に継続するため、例えば、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなど、勤務形態の工夫に努めるようお願いいたします。

○臨時休業を行う場合であっても、教職員においては、自身の健康にも配慮する工夫を可能な範囲内で行いつつも、児童生徒等の学習指導等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続していただくようお願いいたします。

○ なお、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にとり教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行っていただきますようお願いいたします。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえるようお願いいたします。

○「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤者の削減について（通知）」（令和2年4月13日付け2初初企第4号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及び財務課長通知）

○「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて（通知）」（令和2年6月5日付け2文科初第382号文部科学事務次官通知）では「学校の全部又は一部を休業する場合においては、教職員において、（略）自身の健康にも配慮する勤務形態の工夫を可能な範囲内で行いつつも、児童生徒等の学習指導や児童生徒等の心のケア等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続することが求められる」としたところで

【学童保育】

・放課後児童クラブやデイサービス事業は感染の予防に留意した上で原則として開所するよう国（文科省・厚労省）から依頼（令和2年2月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

→自治体によっては、午前中から開所することとしたり、休校後大幅に登録児童者数が増加したりしたことから、放課後等児童クラブにおける人材と“密”を避けることのできるだけの場所の確保が急務となった。

・福祉部局と教育委員会等が連携し、以下の取組を促進すること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000602409.pdf>

・放課後児童クラブ等を運営する法人間での連携や市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請を通じた人材確保

・放課後児童クラブ等の業務に教職員が携わることによる子どもの居場所の確保

・学校で臨時休業中に子どもを預かる、放課後子ども教室などで居場所の確保

・今回の臨時休業に際して人的体制を確保するに当たっては、教職員の職務である教育活動等の一環として、各教育委員会等の職務命令に基づいて放課後児童クラブ等における学習指導や生徒指導等に関する業務に携わることとは可能

・放課後児童クラブに対する財政措置

内閣府計上の令和元年度子ども・子育て支援交付金において、小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合1日当たり10,200円。小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合1日当たり36,000円の加算を創設し、保護者負担は求めず、国庫負担割合を10/10として補助することとしている。

→学童保育は社会教育、厚労省の管轄にもなってる

・日本経済新聞「親は安心、学童は感染防止に不安も 一斉休校初日」(2020年3月2日付) →福岡市では臨時休校が決まった2月28日以降、新たに約1千人が同クラブに入会したという。

・令和2年(2020年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況

<https://www.mhlw.go.jp/content/11921000/000708397.pdf>

・放課後児童クラブ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09871.html

・放課後子ども教室

→原則として当該校が休校を行う場合は同様に休止することをもとめているが、一方、放課後児童クラブについては、厚生労働省から「感染予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい」との事務連絡が発出されているところであり、地域や学校の実情に応じて、放課後児童クラブと一体的に活動している放課後子供教室については感染防止の措置を講じた上で実施するなど、柔軟な対応を。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000601982.pdf>

・居場所の確保状況について

https://www.mext.go.jp/content/20200421-mxt_kouhou01-000006590_1.pdf

【臨時休業中の給食について】

- 学校の臨時休業中においても、地方公共団体が主体となり、学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することは差し支えない（文科省 Q&A 「給食に関すること」）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00047.html#q1
- 生活保護業務における学校給食費の取扱い
学校給食が提供されないことにより、返還された給食費は、福祉事務所への返還を求めないこと。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000611842.pdf>
- 臨時休業中の給食配布
https://www.mext.go.jp/content/20200514-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf
 - ・岸和田市教育委員会：学校給食をもとにした臨時的な献立を居場所提供で登校する児童のうち、昼食を希望する家庭の児童に提供（配膳は教職員が実施）
 - ・和歌山県太地町教育委員会：事前に予定いた献立を活用し、弁当を作成。教職員が2人1組になって希望した児童生徒の家に配達
 - ・尼崎市：市内の指定された店舗で使用できる弁当引換券を配付。スクールソーシャルワーカーなどが弁当引換券を直接交付
 - ・船橋市：余った食材を教育委員会を引き取り、教育委員会から子ども食堂へ提供
- <https://news.yahoo.co.jp/byline/iderumi/20200229-00165272/>（休校を実施しなかった学校や休校しても給食を提供した学校）

【その他】

- ・新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）令和3年2月19日 https://www.mext.go.jp/content/20210219-mxt_kouhou01-000004520-03.pdf
- ・「コロナ専門家有志の会」 <https://note.stopcovid19.jp/>
- ・発達障害情報・支援センター「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の関連情報」
<http://www.rehab.go.jp/ddisonly/%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%82%A6%E3%82%A3%E3%83%AB%E3%82%B9%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E7%BC%88COVID-19-%E3%81%AE%E9%96%A2%E9%80%A3%E6%83%85%E5%A0%B1/>